

## 個人リースに関する広告を行う際の留意点

～ ボーナスイが必要なのに月々の支払額のみ表示は問題となります ～

個人リースに関する広告で、「月々定額」と月々の額のみを強調して表示しながら、実際にはボナスイが必要である旨や、リース終了（返却）時に残価の精算が必要である等の終了時の条件の表示がないもの、また、それらが明瞭に表示されていないものが、未だに見受けられます。

問題となる  
表示例

チラシ広告

月々定額 **1万円** (税別) ～




PHOTO:1.3X

頭金10万円 月々10,800円×83回  
毎月6,12月加算(年2回)〇〇,〇〇〇円×14回

**問題点**

「月々定額」と表示し、  
税抜きの月々の支払額  
のみ強調表示をしている

**問題点**

月々の支払額以外の支  
払条件が明瞭に表示され  
ていない

のぼり旗

**新車**  
月々なんと

**1万円**  
で乗れる!

**定額  
リース**

実際にはボナスイが必要であるにもかかわらず、「月々定額」と、あたかも強調表示された月々の支払額のみでリースできるかのように、また、実際にはリース終了（返却）時に精算が必要な場合があるにもかかわらず、走行距離に制限がなく、車両に損傷等が発生した場合でも無条件で返却できるかのように誤認されることがないように、以下の事項を月々の支払額に近接した箇所に明瞭に表示して下さい。

＜必要表示事項＞公正競争規約第3条第5項、施行規則第6条、第9条

- ①リースであること ②頭金の額 ③リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用
  - ④残価設定の場合、リース終了時の条件（車両返却時の残価の精算等）
- ※リース料金を表示する場合も、消費税を含めたリース料金を表示すること

正しい  
表示例

スカーレット 1.3X ◆◆リースプラン登場!!

7年リースの場合

月々 **10,800円** (消費税込)

- ・頭金10万円
- ・月々支払額10,800円×83回(7年リース)
- ・毎年6,12月加算(年2回) 〇〇,〇〇〇円×14回



PHOTO:1.3X

※上記お支払額は月間走行距離〇,〇〇〇kmの場合の参考例です。

※リース料金には、自動車取得税とリース期間中の重量税、自動車税、自賠責保険料が含まれます。

※リース終了時に残存価格と実際の査定価格との差額を清算し、実際の査定価格が設定残存価格を下回った場合は、お客様に差額をご負担いただきます。

※「◆◆リースプラン」の詳細はスタッフまでお尋ね下さい。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111 FAX. 03-5511-2112